

## 平成 29 年安全装置等導入促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 3 日  
公益社団法人 福島県トラック協会

### 1. 助成制度の対象

安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック）に係る導入助成事業を実施する会員事業者  
但し、入会后 6 ヶ月以上で会費の未納がないこと。

### 2. 予算及び対象台数

9, 450, 000 円          350 台

### 3. 助成交付額は、1 会員 15 台を上限とし、次のとおりとする。

- ① 後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器   ： 1 台 27, 000 円
- ② 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置一体型：40, 000 円  
※どの装置を導入しても、上限は 1 会員 15 台まで

### 4. 対象装置（全ト協指定の機器に限る。）

対象装置は、全ト協が認める次の安全装置とする。

- ①後方視野確認支援装置、②側方視野確認支援装置、③呼気吹込み式アルコールインターロック装置、④IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

※②については、中型自動車及び大型自動車の左側に側方カメラを装着した場合（以下同じ。）に限り、助成対象とする。

※④については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り助成対象とする。（G マーク認定事業所が対象で、事業用貨物自動車 1 台につき 1 台を上限に助成対象とし、申請する際は申請台数分の車検証のコピーと G マーク認定証のコピーを添付することとする。）

### 5. 実施期間（申請・実績報告）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

申請期限：平成 30 年 2 月 28 日までとする。

※ 上記期間内であっても、県ト協の予算枠に達した場合はその時点までとする。（前年度分（4 月 1 日以前に導入したもの）は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。）